

大口町告示第26号

大口町高齢者サービス調整会議設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者サービス調整会議設置運営要綱の一部を改正する要綱

大口町高齢者サービス調整会議設置運営要綱(平成12年大口町告示第107号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第115条の39第1項」を「第115条の46第1項」に、「ニーズの把握、各種サービス」を「ニーズの把握並びに各種サービス」に、「調整、推進」を「調整及び推進」に改め、同条第4号中「に基づく」を「に定める」に改め、同条第5号中「規定に基づく」を「規定による」に改め、同条第10号中「第78条の2第6項、第78条の4第5項等に基づき行なう」を「第78条の2第7項、第78条の4第6項等に定める」に、「指定を行なう」を「指定を行う」に改める。

第3条第1号中「尾北医師会」を「一般社団法人尾北医師会」に改め、同条第3号中「大口町担当保健師」を「職員」に改め、同条第4号中「大口町社会福祉協議会」を「社会福祉法人大口町社会福祉協議会」に改め、同条第5号中「大口町民生委員協議会」を「大口町民生委員・児童委員協議会」に改め、同条第6号中「大口町健康推進員」を「大口町代表健康推進員連絡会」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。